

お知らせ

平成17年10月18日
中日本高速道路株式会社

資格停止措置を行います

中日本高速道路株式会社では、別添33社に対して、別表のとおり資格停止措置を行います。

日本道路公団が発注した鋼橋上部工工事に、公正取引委員会は、独占禁止法違反の疑いで(株)東京鐵骨橋梁など45社に対して、平成17年9月29日に排除勧告を行いました。この勧告に対し、諾否期限の同年10月11日までに38社が応諾しました。

これを受け、弊社では、既に資格停止措置済みの5社((株)横河ブリッジ、川田工業(株)、(株)宮地鐵工所、JFEエンジニアリング(株)、石川播磨島重工業(株))を除く、33社に資格停止措置を行うこととしました。

(注) 資格停止措置とは、日本道路公団で指名停止措置と表現していたものです。

弊社では、工事発注に際し、原則、指名通知を行わない一般競争を採用することとしております。これに伴い、「指名停止措置」を「資格停止措置」と改めることとしました。

別表

資格停止会社等一覧表

資格停止会社名	資格停止地域及び期間	備考
(株)東京鐵骨橋梁、高田機工(株)、 (株)栗本鐵工所、松尾橋梁(株)、 日本車輛製造(株)、片山ストラテック(株)、 駒井鐵工(株)、(株)サクラダ、佐藤鐵工(株)、 住友重機械工業(株)、瀧上工業(株)、 日本橋梁(株)、日本鐵塔工業(株)、 (株)ハルテック、日立造船(株)、三井造船(株)、 トピー工業(株)、川鉄橋梁鉄構(株)、 (株)神戸製鋼所、宇部興産機械(株)、 (株)巴コーポレーション、佐世保重工業(株)、 (株)名村造船所、(株)アルス製作所、 (株)釧路製作所、(株)檜崎製作所、 古河産機システムズ(株)、函館どつく(株)、 豊平製鋼(株)、(株)サノヤス・ヒシノ明昌、 (株)大島造船所、辻産業(株) (計32社)	全国 平成17年10月18日(火)から 平成18年5月17日(水)まで (7ヶ月)	

古河産機システムズ(株)は、排除勧告を受けていないが、古河機械金属(株)に対する排除措置の対象とされていることから、資格停止を行う。

資格停止会社名	資格停止地域及び期間	備考
住友金属工業(株) (計1社)	全国 平成17年10月18日(火)から 平成18年8月17日(木)まで (10ヶ月)	

冷間圧延ステンレス鋼板販売に関する独占禁止法違反に伴う指名停止の期間中(平成15年12月24日~平成16年2月23日)に今回の独占禁止法違反行為を行ったことによる短期加重措置を適用

- (注) 1. 今回、排除勧告の諾否の期間延長を申請した東網橋梁(株)など3社については、応諾の確認ができ次第、資格停止措置を講じる予定。
2. 今回、排除勧告の応諾拒否の(株)コマヤマ工業など3社については、審判手続き開始決定後、独占禁止法違反があった旨の国の審決が出されたことを確認した段階で、資格停止措置を講じる予定。